

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイトへの掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、当ステーションでは、地方厚生局町等に届け出たステーションの看護師が、オンライン資格確認により、御利用者様の同意のもと診療情報や薬剤情報を取得・活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高いサービスを提供します。これにより、訪問看護医療DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療DX 情報活用加算 50円／月

これに関する施設基準は以下のとおりです。

1 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1号に規定する電子処理組織の使用による請求を行っていること。

2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

3 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

4 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、御利用者様への看護サービス以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供は、患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DXを通じた質の高い医療の提供に御理解、御協力をお願いいたします。

訪問看護ステーション ラシク